

令和3年（行ウ）第66号 供託金返還等請求事件

原告 木原功仁哉

被告 国

準備書面（4）

令和4年3月31日

神戸地方裁判所第2民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

（得票率の制度的較差の違憲性）

- 1 公職選挙法第86条第1項は、「当該政党その他の政治団体」とされる候補者届出政党の要件を定めてゐる。その第1号には、「当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること。」、第2号には、「直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること。」のいずれかに該当することとされてゐる。
- 2 このうち、第2号の政党その他の政治団体（以下「2号団体」といふ。）は、「得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100の2以上」とあり、2%以上の得票率があれば、この得票率を満たさない政治団体の候補や無所属の候補とは異なつて、極めて選挙に有利な格段の待遇が得られることになる。
- 3 この2%基準の要件的な線引きに合理性があるとすれば、選挙供託金の没収基準を10%として5倍の較差を認めることに整合性はなく、著しく合理性のない制度的差別である。この得票率の基準は、有利な保護や処遇などの特権を得られるか否かの分水嶺を決める基準であるから、特段の理由がない限り、2号団体の要件における認定基準と没収の要件における認定基準の比率は、制度的に共通したものでなければならず、仮に、没収制度が合憲であるとしても、制度の公平の観点からして、その没収基準は2号団体の得票率と同じである2%でなければならないのである。
- 4 さうすると、原告は、本件衆議院選挙において、兵庫県第1区の有効投票数の2%を超える得票を得てゐるのであるから、同法第93条第1項第1号の「有効投票の総数の10分の1」の没収基準は、2号団体の得票率2%の5倍もの較差があり、許容範囲を遙かに超えてゐることから同法第93条第1項第1号の規定は違憲無効である。
- 5 選挙人における「一票の較差」（投票価値の不平等）が憲法問題となるのであれば、被選挙人における「得票率の制度的較差」もまた憲法問題なのである。2倍未満基準で判断する一票の較差は憲法問題であるが、5倍の較差のある得票率の制度的較差は憲法問題にならないとする判断は、それ自体が不合理な差別であつて憲法違反なのである。